

## Biz サポートプラスライト利用規定

### 第1条 (Biz サポートプラスライト)

1. BizSTATION または当行所定のエレクトロニックバンキング（以下「BizSTATION など」といいます。）の契約者または新規にご契約される方（以下「お客さま」といいます。）が第2項で定めるサービス（以下「対象サービス」といいます。）を年間一括前払の割引料金で利用できるサービスのことをいいます。
2. 対象サービスは以下の通りです。なお、対象サービスの追加・変更および中止は、本規定の変更により当行が随時にできるものとします。
  - (1) BizSTATION（新規もしくは既存の1契約分に限りませす。）
  - (2) BizSTATION の導入などをお手伝いする「訪問サポート」（ただし1年間に3回分）
  - (3) Biz サポートプラス専用照会窓口の利用

### 第2条 (申込・利用)

1. 本サービスの申込は法人または当行所定の個人事業主のお客さまに限りませす。
2. 本サービスの利用を申込される方（以下「利用申込者」といいます。）は、本 Biz サポートプラスライト利用規定（以下「本規定」といいます。）の内容をご了承のうえ当行所定の利用申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当行に提出するものとします。当行は、利用申込者のお取引実績、業務内容等を総合的に判断のうえ、本サービスのお申込みを承諾しないことがあります。
3. 当行は、申込書の記載内容に不備がないことなどの必要事項を確認のうえ、利用手数料をお引落させていただきますが、対象サービスは本サービスに係わる当行所定の登録手続きが完了した後に利用できるものとします。提出された申込書に不備があった場合には、あらためて申込書の提出をお願いすることがありますが、当初提出された不備申込書につきましては、当行の判断により、届出住所への返送・廃棄その他適宜の処理をさせていただきますことがあります。また、当行所定の申込書用紙に加えられた一切の追加、削除および修正などは無効とし、当行はかかる修正などが無いものとして扱います。
4. 対象サービスを利用する場合は本サービスの申込とは別に、利用する対象サービスごとに、当行所定の方法で申込みものとします。当行は当該対象サービスの利用が可能となり次第、利用申込者に所定の方法で連絡するものとします。
5. 対象サービスの申込・利用にあたっては、本規定および BizSTATION 利用規定・給与賞与振込取扱規定（BizSTATION）・BizSTATION 外為サービス利用規定・その他関連する規定（これらを以下「諸規定」といいます。）が適用されるものとします。なお、本規定と諸規定が抵触する場合には、本規定が優先されるものとします。
6. 資金集中管理サービスの本サービスへの追加にあたっては、本サービスの契約金を当行に対して支払いした後で無ければ、追加手続きは出来ないものとします。
7. 「訪問サポート」の利用にあたっては、以下の通り実施するものとします。
  - (1) 当行は書面による訪問サポート申込のほか、お客さまの担当者からの電話による訪問サポート申込を以って、お客さまからの正式な申込があったものとみなします。
  - (2) 作業内容については「有料訪問サポート取扱い規定」が適用されるものとします。

### 第3条 (利用手数料など)

1. 本サービスの利用にあたっては、当行所定の初期手数料および年間基本料金（これらをあわせて以下「利用手数料」といいます。）および消費税をいただきます。この場合、当行は利用手数料および消費税を、普通預金規定・当座預金規定に拘わらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード・小切手の提出なしに、申込書に記載された手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。なお、手数料引落口座は、当行所定の本支店に開設された、利用申込者と同一名義の普通預金または当座預金に限ります。
2. 初期手数料は契約時の各種事務手続やサービス提供開始に向けた各種準備作業に対する対価です。年間基本料金は、第4条に規定する期間内において対象サービスを当行所定の優遇価格で利用できる権利に対する対価であり、かつ、対象サービスの利用有無・利用期間に依らない同一料金です（対象サービスをお申し込み後、当行所定の手続が完了するまで対象サービスを利用できない場合も同一料金となります。）。なお、対象サービスで当該サービスの利用料金を照会しても0円と表示されるなど、正しく表示されないことがあります。
3. 本サービスをお申込の時点で対象サービスを既にご利用いただいている場合、対象サービスの対価として既に受け入れた契約料および利用手数料などは返金いたしません。また、本サービスのお申込後、当行所定の手続きが完了する前に、対象サービスにおいて発生する契約料および利用手数料などについてもお支払いいただくものとし、返金いたしません。
4. 当行は利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。今後本サービスに係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当行所定の方法により引き落とします。
5. 本サービスの契約を契約期間中に中途解約する場合、当行所定の方法により年間基本料金を契約満了までの残存月数に応じて月割計算した金額を返金するものとし、1ヶ月未満の日数は切り捨て、中途解約を行った月が契約期間の最終月である場合には、返金しないものとし、返金いたしません。
6. 手数料引落口座を変更する場合は当行所定の方法で届け出るものとし、返金いたしません。

### 第4条 (契約期間)

1. 本サービスの契約の当初契約期間は申込日から同日の1年後応当月の末日までとし、契約期間満了日までにお客さままたは当行から解約の申出をしないかぎり、契約期間満了後の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。
2. 前項の規定に拘わらず、継続される契約期間の最初の月の末日までに解約の申し出があった場合、翌年度の契約継続がなかったものとして、翌年度契約の年間基本料金をお支払いいただくことなく解約できるものとし、既に翌年度の年間基本料金のお引落が完了している場合はこれを返金いたします。
3. お申込または契約継続にあたり、手数料引落口座の残高不足などの理由により利用手数料および消費税の支払がなされない場合、第1条で定める対象サービスを提供しないことがあります。

### 第5条 (解約など)

1. 本サービスの契約は、第4条に定める契約期間満了により終了するほか、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとし、
2. お客さまによる解約  
当行所定の解約依頼書に必要事項を記載して提出することにより、解約申出の手続をとるものとし、

ただし、諸規定で定められた対象サービスの解約ができない状態にある場合、本サービスは解約できない場合があります。

### 3. 当行からの解約の通知

当行の都合により本サービスの契約を解約する場合は、届出住所などに解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出住所などにあてて発信したにもかかわらず、その通知が延着しましたは到着しなかった（受領拒否の場合も含まれます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 4. 当行からの解約

お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。

- (1) 本サービスの対象サービスとなっている BizSTATION が解約されたとき、または、かかる BizSTATION の申込が当行により承諾されなかったとき
- (2) 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき
- (3) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (4) お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押通知、保全差押または差押命令通知が發送されたときや、公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
- (6) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- (7) 当行に支払うべき利用手数料などを支払わないなど、お客さまが本契約に違反したとき
- (8) お客さまが法令や公序良俗に反する行為、あるいはそのおそれのある行為を行い、本契約を終了させる必要があるとき。また、本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、あるいはそのおそれがあるとき
- (9) 当行所定の一定期間 BizSTATION のご利用がないとき

5. 本サービスの契約は、当行における解約手続の完了により解約の効果が生じるものとします。かかる当行の解約手続は、お客さまより第2項に規定する解約手続に従い当行所定の解約依頼書をご提出いただいてから10銀行営業日以内に完了するものといたします。また、当行が解約する場合には、解約通知發送後10銀行営業日以内に完了するものといたします。解約の効果発生時以降の対象サービスの利用手数料などの支払については、各対象サービスの規定に従うものとします。

6. 前各項の規定にかかわらず、本サービスの対象サービスとなっている BizSTATION について、お客さまのご利用が終了したときは、本サービスも同時に終了するものとします。

## 第6条 （関係規定の適用・準用）

本規定に明文の定めのない事項については、諸規定のほか、普通預金規定、当座勘定規定、当座貸越約定書、振込規定その他の関連規定を適用または準用するものとします。ただし、当該関係規定に、規定間の抵触がある場合の優先関係につき定めがある場合には、その定めによるものとします。

## 第7条 （本サービス内容または本規定の変更）

当行は本サービスまたは本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上など当

行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

#### 第8条 (個人情報取扱い)

当行は本サービスの申込受付や対象サービスの実施にあたり取得する個人情報（おなまえ・おところ・所属部署・役職・連絡先電話番号など）を以下の目的のために利用させていただくことがあります。必ずご本人の同意を得ておいてください。ご本人の同意については、お客さまの社内に書面で残されることをお勧めします。当行は提供のあった個人情報については、ご本人の同意を得た上で当行に提供されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

- ・本サービスの申込受付および継続的な取引における管理のため。
- ・本人確認法に基づくご本人さまの確認、本サービスをご利用いただく資格などの確認のため。
- ・当行内部における市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため。
- ・お客さまとの契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- ・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

#### 第9条 (本サービスの廃止)

当行は、BizSTATION のセキュアメッセージおよびウェブサイト上の表示など、当行所定の方法により1週間前までに予告することにより本サービスを廃止することができるものとします。

#### 第10条 (準拠法・合意管轄)

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

#### 附則

##### 第1条 Bizサポートプラスライト対象サービス追記

CAMS 資金集中管理システム (VALUX 対応版) (2025年3月末サービス終了)

##### 第2条 終了

この附則第1条乃至第2条は2025年3月31日をもって削除されるものとします。

以上